

## 平成30年度第4回総会（月例）議事録

日 時	平成30年7月27日（金） 午前10時開会																				
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																				
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 25%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>岩元 節朗</td> <td>上四元 正昭</td> <td>仮屋 幸孝</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> <td>横峯 明人</td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）			岩元 節朗	上四元 正昭	仮屋 幸孝	園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修	豊留 辰男	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟	外園 義興	堀之内 薫	村山 利清	横峯 明人	脇田 サトエ
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																				
岩元 節朗	上四元 正昭	仮屋 幸孝	園山 一則																		
弟子丸 宗一	堂免 修	豊留 辰男	永尾 寛																		
中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟	外園 義興																		
堀之内 薫	村山 利清	横峯 明人	脇田 サトエ																		
欠席委員 （1名）	有村 伊智博																				
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 栗須、矢崎、山本、有田</p> <p>主 査 内村、大久保、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 鮫島</p>																				
農政総務課	<p>主 幹 萩原</p> <p>主 査 浜田</p>																				
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>5 非農地認定に関する件</li> <li>6 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>7 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件</li> <li>8 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件</li> <li>9 農地法第3条の下限面積について</li> <li>10 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について</li> </ol>																				
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</li> <li>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>5 農地パトロールについて</li> </ol>																				

議 長	開会の前に事務局より連絡事項があります。
吉 野 支 局	<p>22ページ議題5.「非農地認定に関する件」吉野の番号7号の1件は、議案書発送後、申請人から取下げ願いが提出されましたので議案の削除をお願いします。これに伴いまして、議案書の表紙「非農地認定に関する件」の件数12件を11件に訂正をお願いします。</p>
議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第4回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、有村委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、弟子丸委員、松下委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～7 ページ 11件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。  番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：所有権移転、売買。  番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  この件について、補足して説明いたします。  申請地のうち、8132番2については、譲渡人の持分10分の9のみ移転します。  番号3号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  この件について、補足して説明いたします。  申請地は、柑橘類を栽培している「樹園地」ですが、登記地目が「原野」であったため、農業委員会の許可が必要であるとの認識がなく、畑としての農地法許可申請手続きを経ずに、平成29年10月5日付で贈与による所有権移転がなされておりました。  先般、農家訪問等の業務において権利移動の事実を把握したことから、農地法第3条による権利の移動手続きを行なうよう指導を行い、これを受け提出された許可申請書について追認し許可を受けようとするものです。  番号4号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7番委員	<p>ご報告します。  番号5号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  番号6号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>ご報告します。  番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、19番委員お願いします。</p>
19番委員	<p>ご報告します。  番号8号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  以上です。</p>

議 長	次に、桜島、2番委員お願いします。
2番委員	ご報告します。 番号9号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	ご報告します。 番号10号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、従来から申請地周辺において親所有の農地で営農しており、今回農地の権利取得にあたり、母親及び兄弟との利用権を同時に設定するものです。 以上です。
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6番委員	ご報告します。 番号11号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目直しをお願いいたします。  これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「16番委員」挙手あり〕  はい、16番委員どうぞ。
16番委員	4ページ番号8ですが、譲受人は、新規就農者となっていて、調査書によりますと、新規参入の農地所有適格法人でありと、法人であるかのような記述になっておりますが、この申請が農業委員会で許可されて初めてこの農地所有権移適格法人になるのではないかと私は思います。 それから、6ページ番号10ですが、この方は耕作をされてないわけですから、新規就農者ということになるのではないかとと思いますが、もしそうであれば備考欄に新規就農者と書かれるべきではないかと思えます。 この2点をお願いします。

事 務 局	ご質問があった農地所有適格法人ですが、農地所有適格法人とは、農地を買ったり借りたりできる法人のことで、農地所有適格法人の要件というものがございまして、法人の形態要件、事業要件等を全て満たしている場合に、農地所有適格法人として認められるもので、総会を経てから農地所有適格法人と見なすというのではなく、その要件等を満たしているので、農地の取得ができるというものでございます。以上です。
喜 入 支 局	番号10につきましては、先程補足説明をしたように、従来から周辺において、親所有の農地で営農をしているという関係で、新規就農者というのは省かせていただきました。
1 6 番 委 員	番号8ですが、耕作面積が無いにも関わらず、法人として認められると。その条件が色々あるということですが、全く耕作面積が無くても、基準を満たしさえすれば認められるという回答でしたが、その基準について、今日でなくてもいいので、ぜひ教えて下さい。どういう場合に、農地が無くても農地所有適格法人になるのかというのを知りたいです。 番号10ですが、こういう場合は、新規就農者とは言わないのですか。
喜 入 支 局	我々としては、新規就農者とは、あくまでも新規に始める方を新規就農者と考えておりますので、この方は、土地は持っておりませんが、親の持っている土地で就農をずっとされているということで、新規就農者というのは省かせていただきました。
1 6 番 委 員	法的にそういうことになっていますか。
喜 入 支 局	親元就農です。
議 長	元々、農家になっているのではないですか。
喜 入 支 局	親が農家です。
議 長	親の中に入っているのではないですか。
喜 入 支 局	別世帯です。
事 務 局	親子の場合であれば、別世帯であっても、農地法上は世帯単位で農家と捉えておりますので、別居であっても2親等以内の親族であれば、同じ農家世帯と捉えているところでございます。
1 6 番 委 員	わかりました。 番号8ですが、これについては、既にこの会社は農地所有適格法人であるというふうになってはいますが、それにも関わらず、新規就農者と書いてあるのではないですか。これはどういうことですか。

事務局	<p>今回農地を取得するにあたり、一般の法人は農地を取得できません。農地所有適格法人は農地を取得することができるのですが、その取得するための農地所有適格法人であるという要件を満たすかどうかの審査をしております。要件の主なものとしましては、法人形態として、公開会社でない株式会社であるか。事業要件として、農業とその農業関連事業の売上高が、全体の売上高の50%を超えているか。構成員要件として、常時農業に150日以上従事する者が構成員でなければならない。役員要件として、農業に常時従事する役員が過半を占めなければならない。というような要件等がございます。書類等を提出していただき、その要件等を満たしているかを確認しているところでございます。新規就農者につきましては、この申請人は、今回農地所有適格法人の要件を満たし、初めて農地を取得し、農業に参入するという事で、新規就農者として備考欄に記載しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>申請人は、今まで色々農業関係の仕事をやっているところです。今回初めて、農地は取得するけど、農業関係の仕事をやっているところです。</p>
7番委員	<p>農業関係の仕事をしているということで今ありましたが、調査書の16ページ、農作業の従事状況の農作業経験等の状況は、7人いるけど全然無いとなっています。農業経験はないということですか。</p>
事務局	<p>構成員が農業経験が無いということではなくて、この法人自体が、農業に新規に参入するという事です。</p>
7番委員	<p>そういうことですか。16ページの②は、7人に農業経験がないから新規就農と思っていたのですが、新しく農業を始めるのに経験無いのにどうするのだろうかと思いました。</p>
事務局	<p>16ページの②の農作業経験等の状況というのは、先程申し上げましたとおり、法人としての新規参入でございますので、「無」に○印をしているところでございます。</p>
7番委員	<p>法人としてはないけど、従業員はしているということですか。</p>
事務局	<p>従業員は、当然緑化樹の植え付け、栽培等もやっていますので、経験等は個人としてはあるかと思います。</p>
7番委員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b> <b>8ページ 1件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：発電施設、太陽光発電678.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…私道、西・北…水路、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、谷山支所から北西へ約5.2kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設を設置するため転用を行うもので、発電施設の規模としては、太陽光パネル224枚、発電出力49.5kWで、約10世帯分の年間消費電力に相当するものです。</p> <p>なお、九州経済産業局へは発電設備認定申請中であり、また九州電力からの「工事負担金の請求書」についても、平成30年3月に支払いを完了していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>

1 6 番 委 員	直接この案件と関係するわけではないですが、例えば、農地は農地として使用しながら、上の方に発電施設を設けて、農地は農地として耕作を続けるという場合は、この4条許可申請は要らないと思うのですが、そういう例が鹿児島市であったかどうかを教えてください。
事 務 局	只今の質問の発電施設につきましては、支柱を立てて、営農を継続する太陽光発電設備の設置というものでございまして、農地の転用許可は、営農型につきましては、3年間の一時転用の許可の取扱いになります。当然、畑に太陽光発電を設定するために、支柱等を立てますので、その支柱を立てる部分につきましては、転用の許可を受ける必要がございます。鹿児島市でそのような事例があったかということですが、鹿児島市においては、今だ1件も営農型の転用はございません。
1 6 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題2. 「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b>  <b>9ページ～15ページ 17件</b></p>	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。まず、谷山、13番委員お願いします。



1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟56.00㎡、庭敷地等146.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…渡人畑、南…宅地、北…渡人畑、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、通路、通路93.00㎡、東…渡人畑、西…里道、南…渡人畑、別件5条申請地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。</p> <p>番号1と関連しておりますので、併せて補足説明いたします。</p> <p>転用目的は、申請地奥の番号1に建築する譲受人の住家1棟及び、譲渡人の畑に接続する通路として転用するもので、双方とも所有地への進入路として必要なことから、譲渡人も転用行為者となり持分を所有するため、宅地部分と4条転用を包括した通路部分の許可申請が、同時に提出されたものです。</p> <p>なお、雨水処理については、通路部分に新設する側溝を里道側溝に接続し、放流するものです。</p> <p>番号3号、所有権移転、贈与、通路、通路16.00㎡、東…渡人畑、西…宅地、南…受人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号4号、賃借権、設定、駐車場、駐車場446.00㎡、東・南…水路、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、隣接する保育園職員等の駐車場として転用するものです。</p> <p>なお、進入路については、水路上に架設されている既存のコンクリート橋及び、保育園通用門から出入りするものです。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場114.00㎡、駐車場等254.00㎡、東…他人畑、西…宅地、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟72.87㎡、庭敷地等178.13㎡、東…里道、河川、西…原野、南…渡人畑、渡人畑、河川、北…宅地、原野、河川、境界…ブロック積、雨水…河川放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明致します。</p> <p>申請地は、幅約2.4mの普通河川「滝川」の両岸にある2筆をそれぞれ分筆のうえ、一体利用して住家1棟を建築するものです。</p> <p>なお、土地利用計画では、中央部を南北に流れる河川部分について、河川管理者との間で協議が整い、鉄筋コンクリート製横断橋の架設が承認され、既に占用許可を得ております。この横断橋の架設によって申請地2筆の一体性は確保されることとなります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟92.28㎡、庭敷地380.72㎡、東・西…渡人畑、南・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、店舗等、店舗1棟111.00㎡、駐車場1,098.00㎡、東・北…宅地、西…県道、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、支所から南に約3kmに位置し、昭和35年から昭和42年にかけて農地保全整備事業が行われた第1種農地に該当します。申請人は、市内で自営業を営んでおり、今回申請地を買い受け、コインランドリーと月極駐車場にするものです。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4項に規定する「集落接続施設」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟98.00㎡、庭敷地等181.00㎡、東…他人畑、西…市道、南…宅地、北…渡人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟121.00㎡、庭敷地等369.00㎡、東・西…貸人畑、南…別件5条申請地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号11号、使用貸借権、設定、通路、通路205.00㎡、東…市道、西…貸人畑、南…他人畑、北…別件5条申請地、貸人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>番号10、11について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、支所から南に約3kmに位置し、昭和35年から昭和42年にかけて農地保全整備事業が行われた第1種農地に該当します。申請人は、市内で貸家住まいをしている会社員で、今回、申請地を義父から使用貸借により借り受け、一般住宅1棟と通路にするものです。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4項に規定する「集落接続施設」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟47.68㎡、庭敷地405.42㎡、法面等95.90㎡、東…市道、里道、西・南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分は「第1種農地」に該当します。</p> <p>「第1種農地」は原則として農地転用することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>また転用する農地は、地形的に東側及び西側が崖地等に面していることから、崖地規制により実際に使用できる有効面積は453.10㎡になります。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟79.42㎡、通路40.91㎡、庭敷地等418.67㎡、東…他人畑、西…宅地、里道、北…渡人畑、南…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請人は、申請地を取得し自己居住用の住家1棟を建築するものですが、申請地の一部を通路として使用する必要があるため、全体の転用面積が539㎡となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場637.00㎡、通路129.00㎡、法面305.00㎡、東…宅地、山林、西…渡人畑、里道、南…他人畑、北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟560.12㎡、通路393.58㎡、庭敷地等948.30㎡、東…渡人畑、西…市道、南…他人畑、宅地、北…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場755.00㎡、転回場75.00㎡、東・南…他人畑、西…県道、北…他人畑、雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南西へ約1.5kmに位置する第1種農地の特定土地改良事業等の施行区域内にある農地に該当します。</p> <p>申請人は隣接地で建設業を営む法人です。申請地は第1種農地であり、原則として農地転用許可することができませんが、農地法施行規則第35条第5号に定めるところの不許可の例外である既存施設の拡張に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、所有権移転、贈与、発電施設、太陽光発電810.30㎡、通路136.70㎡、東・西…他人畑、南…山林、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から、北西へ約4kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地は平成26年10月に3条許可を受け、譲渡人が取得した土地ですが、高齢となってきたため、体力的に農業を続けることが難しくなり、また、申請地周辺は鳥獣被害もひどいことから、耕作を断念し、子である譲受人が太陽光発電施設を設置しようとするものです。以上のようなことから、3条取得地ではありますが、転用はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>発電施設の規模としましては、太陽光パネル262枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成30年6月に受けております。</p> <p>また、九州電力から工事負担金の請求を受けて、5月に支払いを完了していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号8、10～12、16号は第1種、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
1 6 番 委 員	<p>12ページの番号8ですが、第1種土地改良事業等が行われた畑で、店舗等を建てるということですが、こういう土地に店舗として建てられるこの店舗は、どういう店ですか。</p>
1 8 番 委 員	<p>先程説明がありましたが、コインランドリーです。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>14ページの番号14と15ですが、登記面積2,984㎡で、これを転用するのに、1,071㎡と1,902㎡というのがありますが、転用面積と登記面積が若干異なるのですが、これは問題ないですか。</p>

松 元 支 局	<p>申請人の方に確認をしましたところ、特に未利用地もございませんで、こちらの申請書の中の事業計画等も精査させていただきましたが、求積図がそれぞれ付いておりますので、実測面積は間違いはないということでしたので、この数字で正しいということでした。合計すると11㎡程違ってくるのですが、これについては全てを転用するということがしたので、残っている土地はないです。ただ推測ではありますが、建築事務所などにも確認したところ、国土調査が行われたのが昭和56年なんです、地籍の計算は図根点や1筆座標を使って計算しますが、計算方法が若干変わってくる場合があるということで、全てではないですが、場所によっては、実際計算したところ、数字が異なってくるというのは有り得るということでした。推測ですが、その当時と今回の計算方法が違っていたということで理解しております。</p>
議 長	<p>登記簿面積と実測面積が違うということですね。よろしいですか。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p>
3 番 委 員	<p>1種農地の例外規定として農地法の施行規則というのがありますけど、第33条第4項の集落接続施設に該当するというので、先程店舗等、一般住宅を例外として許可されると説明されましたが、集落接続施設という用語の定義規定は施行規則の中にあるのですか。規定があれば教えていただきたい。もし無いとすれば、具体的にどういったものを集落接続施設ということで認めておられるのか教えて下さい。</p>
事 務 局	<p>集落接続施設につきましては、農地法施行規則第33条の4に、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」となっております。集落に接続とは、申請地が既存の集落に隣接しているということで、その既存の集落につきましては、3戸以上の既存住宅等が、それぞれ50m以内の距離において存在するものを集落として捉えております。今申し上げたとおり、日常生活において必要なものということで、一般住宅、店舗、病院、コンビニエンスストア等が集落接続施設として認められているところでございます。以上です。</p>
3 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議	長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」16件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が第1種である番号8、10～12、16号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</b> <b>16ページ～19ページ 7件</b>		
議	長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉野、吉田、松元、郡山地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件、7件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題5. 非農地認定に関する件</b> <b>20ページ～22ページ 11件</b>		
議	長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：通路として24年経過、現況道路。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：クヌギ、真竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：2254-2、2256-2：孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。2256-1：住家1棟、倉庫1棟、約80年経過、現況宅地。2256-3：通路として約80年経過、現況道路。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：4830-2：住家1棟、65年経過、現況宅地。5376：孟宗竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：住家1棟、25年経過、現況宅地。</p> <p>番号9号、調査結果：住家1棟、36年経過、現況宅地。</p> <p>番号10号、調査結果：住家1棟、42年経過、現況宅地。</p> <p>番号11号、調査結果：雑木竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号12号、調査結果：住家1棟、54年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5、「非農地認定に関する件」11件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題6．農用地利用集積計画に関する件</b></p> <p><b>23ページ～32ページ 18件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題6、「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>31ページ、番号17、32ページ、番号18号につきましては、18番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、18番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(18番委員離席後)</p> <p>それでは、番号17、18号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。  31ページをご覧ください。  番号17号、地目：田、面積1,547.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：新規。  32ページをご覧ください。  番号18号、2筆で、地目：田、面積1,520.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：新規。  平成30年7月31日公告予定です。  これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。  これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号17、18号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。  次の案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(18番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの16件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>



<p>事務局</p>	<p>議題6.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>23ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成30年7月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権9件16,636.00㎡、うち新規8件16,217.00、賃借権9件15,006.00㎡、うち新規7件9,349.00㎡、合計18件31,642.00㎡、うち新規15件25,566.00㎡となっております。</p> <p>次に24ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間5年が4件、11年以上が2件、3年、5年から10年未満、10年が各1件となっております。</p> <p>次に25ページをお願いします。</p> <p>これは、23ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間3年が4件、1年から3年未満、5年から10年未満が各2件、5年が1件となっております。</p> <p>次に26ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権17筆、賃借権12筆、計29筆。面積は、田8,501.00㎡、畑23,141.00㎡、計31,642.00㎡うち更新分は、6,076.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は18人。うち更新分は3人となっております。</p> <p>次に27ページから32ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

<b>議題 7. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件</b>	
<b>別冊資料 2 1 件</b>	
議 長	次に、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 それでは、東桜島、1 1 番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、牛舎及び給水タンク 4. 現況、申出地は、東桜島町木之下地区にあり、東桜島支所から北東へ約 0.7 km に位置し、東側は山林、西・北側は農道、南側は他人畑に接している。 5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は牛舎及び給水タンクであり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
<b>議題 8. 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件</b>	
<b>別冊資料 3 1 件</b>	
議 長	次に、議題 8. 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 3 です。 それでは、谷山、1 3 番委員お願いします。

1 7 番 委 員	<p>ご報告します。別冊資料3の1ページをお開きください。</p> <p>3. 貸付け農地の名称等  名称：中山ふれあい農園  区画数：26区画（1区画20㎡）  利用料：1区画当たり年額4,000円  貸付期間：1年</p> <p>4. 承認検討内容、  申請者は、平成30年7月4日に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第5号イの規定に基づき、鹿児島市との間で貸付協定を締結済である。</p> <p>申請地は、小学校近くの市街化調整区域にあり、周辺状況は、住宅が連たんする地域である。</p> <p>登記地目が畑で、調査した結果、休耕しているが耕作可能な土地である。</p> <p>また該地は住宅地に囲まれているため、近隣の市民が身近に農作業の体験等を行うに適した場所・規模である。</p> <p>貸付規程は、別紙のとおりであり、申請地の位置、面積等に問題はなく、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の要件を満たしており、承認すべきと考える。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8。「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題9. 農地法第3条の下限面積について</b> <b>別冊資料4</b>	
議 長	<p>次に、議題9。「農地法第3条の下限面積について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>別冊資料4の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の下限面積について、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。</p> <p>「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、その中で、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要について審議することとなっております。</p> <p>このため、今年度の下限面積の設定については、以下の通り提案をいたします。</p> <p>(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について 方針 現行の下限面積20アールの変更は行わない。 理由 2015農林業センサスで、管内の農家で20アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約4割であるため。</p> <p>(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について 方針 現行の下限面積20アールの変更は行わない。 理由 遊休化率の高い地区もあるが、農地の細分化や転用目的の農地取得防止のためこれ以上下限面積は下げない。 参考としまして、2ページ目以降に、設定方法や試算結果、関係法令等添付してございますので、お目通しください。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
<p>16番委員</p>	<p>いろいろな新聞を読みますと、例えば、農家になりたいけど農地を取得するのが非常に難しいという場合もあるわけです。そういう時に家を借りたい、その周りある、その家に付いている農地と一緒に借りて、農業を始め、できればどんどん農地を広げて農家になりたいという人がいると。そういう場合には、この20aという、最初からそういう面積では、耕作することはできないということから、下限面積を数aにして、そういう所に新規の人達が入り込んで、農業を始めるとい人達があちこちにいるということから、実際に下限面積を下げている所もあるわけですよね。そういうことを考えると、どんどん空き家が増えて、非常に周りの人達は困っていたり、そこに放火されて住宅地が燃えるということもあるわけで、そういう点から言うと、下限面積の20aの変更について、もっと柔軟に考えるべきではないかというふうな記事とか論説とかあるわけです。もし、そういう方向に進むとすれば、進んで欲しいということでは、農業委員会がそういう発議をするかということになりますか。</p>

議 長	<p>只今の問題については、現在全国的な過疎化、空き家対策そういうので、今、問題になって、各市町村で取り組まれています、それは農業委員会ではなくて、今度は市長部局の方で、いろいろ検討しているところで、これを参考に事務局の方から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>今、16番委員からございましたが、空き家バンク、空き家情報登録制度という、これにつきましては、後ほど審議していただきます「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」ということで、農地付き中古住宅を売り手・買い手のバンク化して欲しいという意見が出ておりますので、この中で、詳細に私どもでご説明をさせていただきたいと思っております。その時に、この意見を提出するかどうかということを含めて、審議をしていただければと思います。今回につきましては、20aというこれは、当面の方ですので、そうではなくて、通常の部分について、20aという下限面積を推していただきたいという形でご提案申し上げているところです。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。それは、後で審議します。</p> <p>合併した当時は、20aと30aと分かれていた訳ですけど、鹿児島市が従来から20aということで、何年か前に、20aに統一した経緯がございます。本年度もこの方針でいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9。「農地法第3条の下限面積について」は、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題10. 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について 別冊資料5</b></p>	
議 長	<p>次に、議題10。「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>議題10「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>この意見の提出は、農業委員会法第38条に規定する、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」に基づくものでございます。</p> <p>今年度の「農業委員会の意見」につきましては、6月の地区推進協議会において、支局ごとに取りまとめていただいたものを、7月、8月の総会で審議していただき、9月に市長へ提出したいと考えております。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>1番から7番まで7項目、意見を列挙しております。</p> <p>7月の運営連絡会において、内容をまとめられるものについては、まとめた形でお示ししております。</p> <p>農業委員会として、市の施策に活かせるように、意見を提出するものでございますので、内容をよく吟味し、整理していただきたいと思っております。</p> <p>内容につきましては、事務局説明の後、一括して審議をお願いします。</p> <p>なお、例年、意見については4、5項目程度、提出しております。</p> <p>今回、継続分4項目、新規分3項目、計7項目の意見がございました。</p> <p>まず、継続分は、項目ごとに29年度に追加や変更のあった箇所（下線を付けてあります。）読み上げさせていただきます。</p> <p>また、参考として記載しているものについては、それぞれお目通しください。それでは2ページをお願いいたします。</p> <p>「1 有害鳥獣被害対策について」</p> <p>(3)の狩猟者の捕獲協力費の増額など捕獲意欲向上の支援をお願いしたい。次に、4ページをお願いします。</p> <p>「2 農道・里道・水路及び圃場の整備及び維持管理について」</p> <p>(4)の水田としては、耕作困難である農地を盛土等を行い畑として転換できれば、利用価値も増え農地を守ることもできるが、農地利用の変更には多大な工事費を必要とすることから、農地利用変更に伴う工事費への市からの助成金等を検討していただきたい。</p> <p>(5)の幅員の基準を2.5m程度まで広げるとともに、住宅化が進んでいる地域の里道・水路等は、生活道路として維持管理していただきたい。</p> <p>(6)の梅雨時期などの豪雨、長雨で流量が増し農地や水路への土砂流出など、緊急を伴う箇所の対応を優先的に取り組んでいただきたい。</p> <p>5ページの参考に記載していますが、農道・里道等の農業用施設の維持管理や整備の具体的な要望につきましては、各地域の農事事務嘱託員を通じて市へ要望することとなっております。</p> <p>また、鹿児島市の農道と市道の編入基準につきましても記載しておりますので、お目通しください。</p> <p>次に、6ページをお願いします。</p> <p>「3 活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の減免とビニールハウス資材等の補助について」</p> <p>(1)の新規の施設については、農業経営が安定するまで一定期間の納税猶予にしたい。</p> <p>次に、8ページをお願いします。</p>
--------------	--

「4 将来の農業を担う農業後継者等の確保について」

(1) の後継者への支援制度の創設

(2) の定年帰農者等（ていねんきのうしゃ）への働きかけや研修制度の創設

(3) の農作業受託員（仮称）への労務賃金の助成による農作業受託制度の創設をお願いしたい。

次に、新規の意見について、内容を読み上げさせていただきます。

9ページをお願いします。

「5 市街化区域内の農地を守ること」

市は、都市農業の振興を推進しています。国も近年、市街化区域内農地の重要性を認め「都市農業振興基本法」で都市農業が継続的に発展できるよう法律上も整備しました。その一環として、生産緑地法が改正され下限面積の引き下げも行われ、生産緑地の指定要件も改善されています。

市は、生産緑地法に基づき、高い固定資産税に苦しむ市街化区域内農地の保全に取り組んでいただきたい。

参考をご覧ください。

生産緑地法につきましては、市街化区域内の緑地機能の優れた農地等を計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成を目的とし、災害の防止など良好な生活環境を確保することを目的として制定されております。

制度の導入状況につきましては、首都圏や関西及び中部など三大都市圏を中心に市街地の中に比較的緑地の少ない都市に導入されています。

平成30年1月末時点で、中核市において生産緑地制度導入市は54市中18市、九州内の中核市では、制度導入をしている市は無いところでございます。

10ページをお願いします。

「6 種子法廃止対策について」

今年（2018年）3月末、主要農産物種子法（種子法）が廃止されました。

今まで県が地域にあった優良銘柄を多く開発し農家に安価で販売し、農家の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。種子が民間企業や世界のアグリビジネスに独占される恐れがあり、特許権で種子代の値上げや使用ができなくなります。

市は、県に対し、今までどおり、種子事業を続けるよう働きかけていただきたい。種子法の概要と市の考え方につきましては、お目通しをお願いします。

最後に11ページをお願いします。

「7 農地付き中古住宅を売り手・買い手のバンク化」

高齢化が進み、空き家となってしまった農地付き住宅があるが、空き家の管理に困っている相続人がいる一方で、農地付き中古住宅に住みたい人がいる現状があります。

人口の減少を食い止めるためにも、農地が付いたまま買い手が購入できる制度である「空き家バンク（空き家情報登録制度）」を、農村の活性化対策として創設していただきたい。

参考をご覧ください。

「空き家バンク（空き家情報登録制度）」については、市町村内にある空き家の有効活用を図るため、空き家の賃貸及び売却を希望する所有者から物件の提供を求め、登録された空き家を市町村のホームページ等を通じて広く紹介することで、登録された空き家を希望する人に情報提供する制度となっております。

	<p>「農地付き空き家」と国土交通省がとりまとめた「手引き」については、国土交通省では、地方部における空き家の利活用や移住促進等に向け、空き家と付随する農地（農地付き空き家）を移住者等に提供する取組みが自治体で広がりつつあることを踏まえ、取り組みの更なる普及を目指して、農林水産省経営局の協力を得て、関連制度や運用事例等を「手引き」として取りまとめたものとなっております。</p> <p>「手引き」は、農地の取得にあたっては、農業委員会の許可が必要となるが、近年、地方における空き家の利活用や地方への移住促進、新規就農促進の観点から、自治体において、当該自治体が運営する「空き家バンク」と農業委員会の手続きを連動させ、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地について、下限面積を1 a（100㎡）まで引き下げるといった取組みがみられることから、関連制度や先進的な運用事例等について自治体職員や地域の住宅建物取引業者、農業団体等の担当者向けに手引きとしてとりまとめ、同様の取り組みの更なる普及を目指す内容となっております。</p> <p>県内の状況につきましては、30年4月現在、空き家バンクに登録された家屋に付随する農地について下限面積を見直した自治体は、出水市、日置市、いちき串木野市、南さつま市の4市でございます。</p> <p>市の窓口につきましては、企画部移住推進室となっております。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>それでは、例年通り、1点ずつ審議していきたいと思えます。 継続事項で、4点出ているわけですが、 まず、1 有害鳥獣被害対策について これは、非常に被害も相当多いということで、毎年電柵とか囲み罠等要望も多いわけですが、これはやはり出す方がよろしいと思えますがどうですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>次に、2 農道・里道・水路及び圃場の整備及び維持管理について これも非常に重要な問題で、旧鹿児島市と旧5町が合併してから、非常に広範囲になって、なかなか予算獲得もままならないという状況で、昔より大変なところで、重要なことだと思っております。皆様方も農業委員の立場ですから、各地域の農林土木の方々にもお願いすることもあるわけですので、これもやはり出すということによろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>次に、3 活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の減免とビニールハウス資材等の補助について これも毎年出して、税務課の回答はいい返事を得られないですが、最近は硬質ハウスを作る人がいないというような状況で、やがて非常に大変になると思い</p>



	<p>ます。新規の施設については、このような納税猶予という点も、今年度初めて新しい考え方で出しているわけですが、これもやはり出すということによろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>次に、4 将来の農業を担う農業後継者等の確保について</p> <p>1 番目は、新規就農者への支援制度の充実、後継者への支援制度の創設ということで、新規就農者への支援制度はあって充実は結構していると思うのですが、後継者、家に居て後を継ぐ人への支援制度を創設してもらいたいというようなことをお願いします。</p> <p>2 番目は、定年でやめた60歳位の方々への働きかけとか研修制度の創設をしてもらって、農業従事者が増えるように頑張ってもらいたいというお願いです。</p> <p>3 番目は、農作業受託者への労務賃金の助成による農作業受託制度の創設をお願いしたいということで、新しいのが出ているわけですが、これもやはり出すということによろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>次に、新規が3点あります。</p> <p>まず、5 市街化区域の農地を守ること</p> <p>生産緑地法など、大都市を中心にやっているから、市街化区域の保全に取り組んでいただきたいというお願いですが、一方では、これに指定されると、30年間、自分の土地なのに何もできないというのがあり、特に市街化区域内の農地の話ですから、多いわけです。一部分の考えで、やるのは非常に危険だと思います。市街化区域内に農地を持っている人から、そういう話は聞かないです。九州管内の中核都市でもどこも指定してないです。3大都市を中心に、東京近辺とかがやっているわけです。税金が高額な所です。これは様子を見るということだと思いますがどうですか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>市街化区域内の農地を耕作して、一生懸命野菜を作って、市場とかいろいろな物産館に出している人もいるわけです。そういう人達がおっしゃるんですよ。自分で作った農産物よりも固定資産税で払う方が大きいと。全部が全部、生産緑地法に指定してくれという方ばかりでないでしょうけど、一人でも二人でも農家の所得を守る、固定資産税を引き下げるということを、我々農業委員会の役目だと思いますので、一人でも二人でもそういう人がいればいいわけですから、そういう人達を守れるわけですから、やるかどうかは市が決めることでしょうから、要望としては当然のことだと思いますので、後に新規2つありますけど、これも含めて全部、農家の要望なんですから、出しても何も問題もないのではないですか。</p>

議	長	個人として出すのはいいですが、全体の農業委員会の総意で出すこととは、違うと思うんです。皆様方の総意で諮って、最後は多数決などでしないといけないと思います。皆様方はどう思われますか。
1 5 番 委 員		30年間触れないということですよ。自分がもし施設に入ったり、病院に入ったりした時に、そこを売買して、入院費用とか入所費用にしようとかいうことができない。だから税金が掛かっている方が何人いらっしゃるのか。九州管内0なんですよ。そういう情報を事務局が掴んでいるんですけど、それが鹿児島市で果たして必要なのかどうかということです。九州管内で、生産緑地法の制度がないということ、鹿児島市で本当にそれが必要なのかどうかということ、30年間土地を動かさないということ、そこを考えて出した方がいいのではないかと思います。皆様方のご意見をお願いします。
議	長	市街化区域内に住んでいる人が少ないですよ。
1 5 番 委 員		農業委員会でこういうふうにとまりましたというのを出した方がいいのではないかと思います。
議	長	皆様はどう思われますか。
7 番 委 員		個人的な意見として、もし自分の農地が市街化区域内にあって、いよいよ終活を求めたい思う歳にはなっていますが、その時にその農地を子供達が30年間動かさないよということになったら、果たしてこういう申請をするだろうか。個人的には私はやめます。今、16番委員のところに相談が来て、こういうのがあるんだよというメリットだけを自分として感じて、そうすると30年間使えないんだよと言ったら、やっぱりやめるということになるのではと思います。
1 6 番 委 員		30年間という縛りがありますが、現在市街化区域内の農地を耕作している人は、相当の高齢化の方で、30年間ですが、その方が亡くなれば、この縛りはなくなる訳ですから、当面、5年でも10年でも固定資産税が引き下げられて、農家の所得が上がれば、それは喜ばれるわけですので、こういう要求を当然出すべきだと私は思います。事務局が作っていただいた参考資料ですが、政府も生産緑地の意義を十分勘案をして、面積も引き下げたりしているわけです。当然市街化区域の農地を持っている市町村は、それに応じて自分達のところでもこういう国の方針に基づいて、生産緑地法を指定していくということを国も求めているわけですから、市に要求するのは当然だと思います。生産緑地制度は九州には一つもないというわけですが、それはその通りでしょうが、鹿児島市が、突破口になって、九州の市街化区域の農地がある所は、鹿児島に習って、固定資産税を引き下げようというふうになっていけば、こんな嬉しいことはないではないですか。
議	長	都市は緑が少ないから、作られた制度です。
1 5 番 委 員		挙手で決めたらどうですか。

議	<p>長</p> <p>農業委員会の総意ですので、挙手でいきましょうか。 出すということで賛成の方、挙手をして下さい。</p> <p>〔「16番委員のみ」挙手あり〕</p> <p>16番委員一人ですね。 圧倒的な多数で、今年はおさないということにします。 また来年再来年どうなるかわかりませんし、市当局の考え方、国の考え方もあるかもしれないので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、6 種子法廃止対策について これはどうでしょうか。 今年の3月で、主要農産物種子法が廃止されたわけですが。そのようなことで、この提案が出たわけですが、下の方に本市の考え方を書いてあるわけですが、同法廃止により、今後、海外企業の参入も考えられるが、県は、これまでと同様の種子供給体制が維持することであるということなので、それに伴って、鹿児島市もこれまでと同様に、本市の農家への影響は小さいものと考えており、引き続き県の奨励する品種を農家に勧めていくということになっておりますので、これも様子を見て、別におさないでもいいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>次に、7 農地付き中古住宅を売り手・買い手のバンク化 先程この説明でありましたが、全国過疎化になって空き家が増えて、遊休農地になって、周りが荒れるということで、それと火事等も多くなって、16番委員も言われましたが、県内でも空き家バンクができて、各市町村もやっていると。鹿児島市ではまだやっていないわけですが、恐らく、企画部移住推進室が中心となって、これから空き家バンクを作っていくって、農業委員会等にも話がくると思うんですよ。県内では4市がしていると。鹿児島市でもこのような状態になっていきますので、これは、農業委員会の下限面積とはまた別として、空き家対策に加えた対策でございますので、様子を見ていけばいいかと思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>採用されなかった分は、また来年、再来年検討したいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、議題10。「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第5回総会で再度審議したいと思ひます。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	---

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>33ページ～34ページ 2件</b>	
議 長	<p>報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」  それでは、喜入、8番委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>報告します。33ページです。  照会日：平成30年6月25日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。  処理状況：平成30年7月2日 鹿児島地方法務局へ報告済。  次に、34ページです。  照会日：平成30年7月12日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。  処理状況：平成30年7月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。  以上です。</p>
<b>2. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</b> <b>35ページ 1件</b>	
議 長	<p>次に、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」  それでは、吉野、事務局お願いします。</p>
吉 野 支 局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。  今回の届出の面積は2,810㎡で、2,000㎡以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、7月5日に提出されました。  申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。  表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)2,810㎡、転用目的は宅地分譲です。  次に「2 農地の区分」ですが、申請地は、市街化区域内にある農地です。  次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域と、農用地区域には、該当しません。  「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、転用の際は、農地法第5条転用届出が必要です。」と回答しているところです。  以上のとおり、土地利用調整課へ7月17日に回答したところでございます。  以上で報告を終わります。</p>

<b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>36ページ～38ページ 11件</b>	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	36ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は11件です。 登記地目別では、田5筆、3, 171. 00㎡、畑25筆、11, 655. 72㎡、他2筆、1, 143. 00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が10件、その他が1件。権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が9件となっております。 37ページから38ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
<b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>39ページ～45ページ 23件</b>	
事 務 局	39ページをお開きください。 報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は一般住宅、共同住宅が各1件、合計2件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が12件、その他が4件、駐車場が2件、共同住宅、店舗等、その他が各1件、合計21件となっております。 40ページは、4条関係2件、41ページから45ページは、5条関係21件の内容です。お目通しをお願いいたします。

## 5. 農地パトロールについて

### 別冊資料6

事務局	<p>農地パトロールについて報告いたします。 別冊資料6の1ページをお開きください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 実施期間ですが、平成30年8月29日（水）から8月31日（金）までの3日間を中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</li><li>2. このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</li><li>3. 調査区域についてですが、本庁1班、谷山4班、吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地区19班でございます。</li><li>4. 調査員ですが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局・支局職員でございます。</li><li>5. 調査方法についてですが、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員2名と職員2名の4名で調査します。</li><li>6. 調査確認の方法についてですが①遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入します。②無断転用農地は、無断転用調査票に記入します。③農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、農地利用変更届出調査票に記入します。</li><li>7. 実施結果の整理についてですが、パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して指導や意向確認等を行います。</li></ol> <p>今回の農地パトロールは10月に実施予定です。</p> <p>農地パトロールの日程とコースについては、2ページから4ページに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、5ページから8ページでございます。よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午前11時40分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

事務局	<p>事務局から3点ほど連絡事項がございます。</p> <p>①まず、全国の業会議所から、西日本の7月豪雨の災害義援金の募集依頼が来ております。この件につきましては、詳細を事務局の方で確認をした上で、今後8月の各地区推進協議会を経て、改めてご協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>②次に、これも改めてのお願いですが、現地調査や個別訪問の際には、事故や怪我のないようご注意下さい。また、これまでにない猛暑が続いておりますので、水分や塩分をしっかり補給して、熱中症対策も十分に行って下さい。よろしくお願い致します。</p> <p>③次に、「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてご説明いたします。</p> <p>お手元に配布いたしております「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてという資料をご覧ください。</p> <p>この件につきましては、平成23年7月に申し合わせがなされております。この申し合わせに基づき、今年度の編集委員をお願いするものでございます。</p> <p>それでは、資料の内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、1番目の「かごしま農業委員会だより」の発行についてでございますが、農業委員会の広報を目的に、年1回、12月に発行し、農地台帳に登載されている全農家と関係機関等に6,300部、配布しております。</p> <p>編集担当者は農業委員6名と事務局職員でございます。</p> <p>次に、2番目の「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてでございますが、平成30年度の編集委員は、谷山地区、伊敷地区、吉野地区、吉田地区、桜島地区、喜入地区より各1名選出することになります。</p> <p>最後に3番目の今後のスケジュールについてでございますが、該当する地区は、8月の地区推進協議会で編集委員の推薦をしていただきます。</p> <p>8月から10月までに3回編集会議を開き、12月中旬に関係者に配布したいと考えております。</p> <p>なお、編集会議の日時についてですが、8月から10月までの各総会終了後に開催する予定です。皆様から了承をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
事務局  議長	<p>・平成30年度第5回総会（月例）開催日時は、 8月28日（火）午前10時開会 本館2階 講堂</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前11時45分）</p>